

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例(昭和44年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則9・一部改正)

(旅行役務提供者として規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者および軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (3) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (5) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (6) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者および貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (7) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(消防組合との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。))を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務およびカード等とする。

(令7規則3・全改)

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第3条 条例第3条第7項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項および第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。
  - (2) 条例第3条第1項および第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条第1項および第20条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡または傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。
- 2 条例第3条第7項に規定する旅費として支給することができる金額は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくはその他の交通費として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続を採ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった金額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費または宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。
- 3 前項に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた金額を支給することができる。

(令7規則3・全改)

(旅行額を喪失した場合における旅費等)

第3条の2 条例第3条第8項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下次条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了したため条例の規定により支給することができる額
  - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額
- 2 条例第3条第8項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。
- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
  - (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災または交通事故その他の当該職員もしくは家族の責めに帰することができない事情

(令7規則3・追加)

(旅行命令票の記載事項または記録事項および様式)

第4条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、用務、日時、出発地、用務先、旅行者および旅費の額とし、その様式は、別記様式等による。ただし、出発地が勤務地である場合は、出発地の記載を省略することができるものとし、宿泊費を要しない旅行命令等は、簡易旅行命令簿によることができるものとする。

(令7規則3・一部改正)

(請求書への記載事項または記録事項)

第5条 条例第8条第7項に規定する請求書に必要な事項は、別表第1の左欄に掲げる旅費の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

2 条例第8条第7項に規定する必要な添付書類の種類および記載事項または記録事項は、別表第2の左欄に掲げる旅費の種目ごとにそれぞれ同表中欄および右欄に掲げるものとする。

(令7規則3・全改)

(旅行命令の変更)

第6条 旅行命令権者は、旅行者から条例第5条第1項または第2項の規定により旅行命令等の変更の申請があつた場合において必要と認めるときは、その変更の必要を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(転居費の算定方法等)

第7条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例および規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の支給が適当でない費用として管理者が別に定めるものを除くものとする。

3 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(令7規則3・全改)

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第8条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤する公署の変更に伴う旅行については、公営宿舍等への入居または退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費および家族移転費は支給しない。

(令7規則3・追加)

(通勤手当との調整)

第9条 旅行者が鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)第11条の2に規定する通勤手当またはこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(令7規則3・追加)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費支給に関して必要な事項が生じたときは、管理者がその都度定める。

(令6規則9・一部改正、令7規則3・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成5年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第5号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成21年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(令7規則3・追加)

区分	請求書に記載する事項
----	------------

出張旅費	旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地(宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。)、種目およびその金額
赴任旅費	旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およびその金額 同行する家族の氏名(家族の転居費および家族移転費に相当するものを含む場合)
死亡時旅費	旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およびその金額 死亡者の氏名および死亡者と請求者の続柄(請求者が職員である場合に限る。) 請求額 種目およびその金額
損失旅費	旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およびその金額 損失額および損失事由
喪失旅費	旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およびその金額 喪失額および喪失事由

別表第2(第5条関係)

(令7規則3・追加)

種目	添付する書類	記載事項または記録事項
鉄道賃 船賃 航空賃	運賃の等級および額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類	運賃、料金および費用
その他の交通費	その支払を証明するに足る書類	金額
宿泊費	その支払を証明するに足る書類	夜数および金額
包括宿泊費	その支払を証明するに足る書類 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る書類	夜数および金額
宿泊手当	その宿泊に朝食および夕食が含まれている(または含まれていない)ことが明記されている書類	夜数および定額
転居費	その支払を証明するに足る書類 転居を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類 (家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)	金額
着後滞在費	その支払を証明するに足る書類	宿泊費に係る夜数および金額、宿泊手当に係る夜数および定額
家族移転費	その支払を証明するに足る書類 移転を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類 <a href="#">条例第19条第2項</a> に規定する期間の延長の許可を証明するに足る書類( <a href="#">同項</a> に該当する場合に限る。)	職員の例に準じた記載事項または記録事項および旅行人員
<a href="#">条例第20条</a> に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた書類 退職等の事由を証明する書類 所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類 旅行中に退職等となったことを証明する書類	請求する種目に相当するものに応じた記載事項
<a href="#">条例第21条</a> に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた書類 職員、配偶者または子の死亡およびその死亡地を証明する書類 遺族であることを証明する書類	請求する種目に相当するものに応じた記載事項
<a href="#">条例第3条第7項</a> に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた書類 損失となる金額または支出を要する金額を証明するに足る書類	請求する種目に相当するものに応じた記載事項
<a href="#">条例第3条第8項</a> に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた書類 天災または <a href="#">第3条の2第2項</a> に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 喪失額を証明するに足る書類	請求する種目に相当するものに応じた記載事項

別記様式

(令7規則3・全改)

別記様式

旅行命令・支出負担行為兼支出命令伺書

決 裁						
管理者	副管理者	消防長	課 長		課 員	起票者
合 議						
部 長	課 長	Gリーダー			課 員	

負担行為日

命 令 日

所 属

				伝票番号	
会 計				予算種別	
款		節			
項		細節			
目		細々節			
事業			支 出 額		
予算	予算現在額①		控 除 額		
状況	負担行為累計額②		差 引 支 払 額		
	支出命令累計額③		本票の状況	負担行為累計額ア	
	支出未済額②-③			支出命令累計額イ	
	予算残額①-②			支出未済額ア-イ	
支出目的					
摘 要					
債 権 者					請求印
住 所					領収印
支払予定日			口座情報		
支払方法					
契約区分					
執行区分					
			控 除 額		円
					円
					円
上記金額を領収しました。 年 月 日			支 払 印		
住所 氏名 印 様			審 査 会計管理者 課 長 Gリーダー 課 員		